

スリランカの刑事司法における取組み ～量刑政策と児童虐待事案等に関する刑事司法～

国際協力部教官

山下 拓郎

1 はじめに

スリランカ社会民主共和国（以下「スリランカ」という。）は、1983年以降20年以上の内戦が続き、2009年に内戦が終結してからは、健全な社会制度の再建に向けた取組みを行っている。もっとも、特にスリランカの裁判所においては、様々な要因により、刑事訴訟が遅延し、さらに、多量の未済事件が長期間滞留している状態であり、内戦時代の重大犯罪の処罰を含む重大事件の犯罪者が適切に処罰されないなどの問題が生じていた。

独立行政法人国際協力機構（JICA）は、スリランカ政府から刑事司法の実務改善に関する要請を受け、当部もこれに協力し、2019年以降現地調査等を実施したところ、スリランカは、イギリスの植民地だった影響からイギリス法の強い影響を受けた磐石な法制度を有している上、司法関係者も相当程度の能力を備えているものの、イギリスから継受した複雑な刑事手続を硬直的に行なっていることにより、立証活動の非効率性など、訴訟遅延や未済事件の滞留を引き起こす様々な問題が生じていると考えられた。そこで、JICAは、刑事訴訟の遅延解消をテーマとして国別研修を実施することとし、当部もこれに協力する形で、我が国の刑事司法の概要の紹介や、刑事手続の迅速化の取り組みの一つとして、公判前整理手続の概要説明や、模擬公判前整理手続などを行ってきた¹。

スリランカにおいて、2022年に Pre-Trial Conference（公判前手続）が導入された改正刑事訴訟法が施行されたところ、その後は、同手続が効果的に運用されるよう Standard Operating Protocol（標準運用指針）の策定に向けた活動等を行ってきた。

現在、2023年11月から開始されている JICA 国別研修「公正な司法アクセス強化」においても、当初は、この Standard Operating Protocol の策定に向けた議論を引き続き行うこととし、2024年3月には、Standard Operating Protocol の最終ドラフトを完成させるため、本邦研修²が実施された。当該本邦研修後に Standard Operating Protocol の最終ドラフトが完成したため、2019年から行ってきた Pre-Trial Conference に関する活動がひと段落した。

「公正な司法アクセス強化」を実現するためには、さらに、刑事実務改善を図る必要があるところ、その後は、量刑政策と児童虐待及びジェンダーに基づく暴力（Sexual

¹ 従前の活動の概要については、ICD NEWS 83号140頁以下、同87号209頁以下、同89号122頁以下、同91号114頁以下、同93号150頁以下の各研修等に関する記事を参照されたい。

² 同本邦研修については、ICD NEWS 100号151頁以下を参照されたい。

and Gender Based Violence：S G B V）を取り上げることとし、2024年7月には、主に法曹向けに量刑政策に関する現地セミナーを、また、主にスリランカ警察向けに児童虐待事案等の被害者供述の重要性や、捜査事項や技法に関する現地セミナーを実施した³。同現地セミナー後も、カウンターパートであるスリランカ司法省からの要望で、引き続き量刑政策と、児童虐待事案・性犯罪事案を国別研修のテーマとして取り扱うこととなった。

以下では、上記の経緯を経て実施した現地セミナー（2024年12月実施）や本邦研修⁴（2025年2月に実施）について、紹介するとともに、スリランカにおける課題や取組みについても紹介したい。なお、本稿中の意見にわたる部分は、当職の私見である。

2 量刑政策について

(1) 背景

現在のイギリスでは、量刑ガイドライン⁵が策定されているが、スリランカは、前述のとおりイギリス法の影響を強く受けた法制度となっているものの、量刑ガイドラインは存在しない。さらに、従前行ってきたスリランカの法律実務家等へのヒアリング結果によると、スリランカにおいては、①裁判官の量刑判断手法が不透明であり、同種の事件でも裁判官によって、量刑判断に大きな違いが生じることがあること、②被告人が自白したとしても、厳罰に処されるような事案があり、被告人が自白したことが量刑上有利に考慮されていないと思われる事例もあるため、スリランカの低い有罪率に鑑みると、無罪主張をして無罪判決を得る方針をとる方が被告人の利益になる可能性があると考えても仕方がないという事情などが存在するようである。このような状況に鑑みると、裁判官の量刑判断の不透明さが否認事件の増加を引き起こす一つの要因となっており、訴訟遅延や未済事件の滞留が生じている可能性があると考えられた。

スリランカにおいても、量刑の不統一性や地域格差の是正、さらに、量刑判断の透明性や予測可能性を確保するため、現在、元最高裁判所判事などを中心として、量刑政策検討委員会が組織されており、量刑ガイドラインを作成に向けた検討がなされている。

(2) 現地セミナー（2024年12月）

主にスリランカの法曹に向けて、児童虐待事案や、性犯罪事案をテーマとしたセミナーを実施した。同セミナーの中で、当部樋口教官より、性犯罪の類型を取り上げ、我が国における量刑判断の思考方法等に関する講義を実施した。その際には、当部樋口教官より、一般的な量刑判断の手法について説明した上で、性犯罪事案や、児童虐

³ 2024年7月の現地セミナーの概要等については、ICD NEWS 100号221頁以下を参照されたい。

⁴ 同本邦研修の日程については、別添1、研修員については、別添2のとおり。

⁵ イギリスにおいては、量刑評議会において量刑ガイドラインが策定されており、これは同会のホームページ（<https://www.sentencingcouncil.org.uk>）において、一般に公開されている。

待事案に関して、量刑判断上の考慮要素を交えながら、行為責任主義の考え方を基にいかにして量刑を決定するかという点に着目した講義を実施した。

(3) 本邦研修（2025年2月）

本邦研修では、量刑判断の手法に関し、日本大学大島隆明教授（元東京高等裁判所裁判官）に、わが国における量刑判断の手法についての講義を実施していただいた。

さらに、その講義に引き続き、量刑ケーススタディとして、以下の3問の事例について、研修員を3グループに分けスリランカにおいてどのような量刑判断になるかを検討していただいた⁶。

ア 事例1概要及び研修員の意見

事例1の概要は、スポーツクラブのインストラクターである被告人Aが当時10歳の被害女児Bに対する指導終了後、BをBの自宅に自動車で送り届ける途中、立ち寄った駐車場内において、後部座席で寝ていたBのズボンとパンツを脱がせ、Bの陰部を直接触わり、わいせつ行為に及んだという事案である。Aによる犯行は、本件当時が初めてであるものの、Bは本件被害により多大な恐怖を感じ、パニック症状が出るようになったことや、Aは、本件犯行を認め反省の弁を述べるとともに、Bの両親に400万円支払い、示談が成立したという事情がある。

スリランカにおいては、この種のわいせつ事案の場合には、拘禁刑7年から20年の範囲で法定刑が定められているとのことであった。

もっとも、各グループでの議論の結果、示談していることを考慮して、裁判官の裁量により、拘禁刑2年執行猶予10年と判断すると述べたグループ1⁷、法定刑の下限の拘禁刑7年から検討を開始し、事案の重大性に鑑みて3年加重し、10年の拘禁刑と判断したグループ2、法定刑の中間の拘禁刑13年から検討を開始し、被告人にとって不利な情状と有利な情状を丁寧に検討して10年程度の拘禁刑が妥当としたグループ3と結論に差が出る結果となった。

イ 事例2概要及び研修員の意見

事例2の概要は、被告人Aが女性Bと交際する中で、Bの姪であるC（当時11歳）と親しくなったところ、B及びCと海辺のホテルで宿泊した際、Cを姦淫したという事案である。もっとも、Aは、本件犯行の際に、Cに対して暴力や脅迫を行っておらず、証拠上CがAの姦淫行為を拒んだ状況が認められず、Cの意思に反してAがCに対する姦淫行為に及んだとまでは認め難く、その後、AとCは、繰り返し性行為をするようになり（本件後の複数の性行為については、起訴されていない。）、一時は同居したこともあったが、Cは、Aとの交際解消後、自身の母親に本件被害を打ち明けたという事情がある。

⁶ スリランカにおいては、通常の業務の中で、機関の枠組みを超えて議論したり、打ち合わせなどの調整をしたりすることがほとんどないとのことであったため、様々な立場の方が混在するように3グループを作り、各事案について、スリランカにおいて、どのように量刑判断がなされるのか各グループに議論していただいた。

⁷ 研修員によると、裁判官に法定刑の下限を下回る刑を科す裁量は法律上認められているわけではないが、最高裁判所の判例により、裁判官は、この法定刑に拘束されることはなく適切に裁量権を行使すれば、法定刑の下限を下回る判断を科すことが可能となっているようである。

この種事案については、スリランカの法定刑では10年から20年の拘禁刑とされている。

この事案においても、被害者が11歳の女兒であること、被告人が自らの立場を利用した犯行であることを考慮して13年と判断したグループ1、裁判官の裁量権行使を前提として3年の拘禁刑と判断したグループ2、各種量刑事情を考慮して、10年と判断したグループ3とまたも結論が異なる結果となった。

ウ 事例3概要及び研修員の意見

事例3の概要は、被告人Aは、路上通行中のBを発見し、強姦しようと考え、刃物のようなものとガムテープなどを手に持って、Bに近づいた。Aは、Bに背後から近づくと、Bの背後から片腕で首を絞め、刃物のようなものをBに示して、「静かにしろ。」と申し向け、暴行脅迫を加え、Bを近くの廃屋敷地内に連行し、Aは、BにAの陰茎を手淫ないし口淫させたのち、Bが所持していたカバンをBの頭に被せ、目隠しをした状態で、Bを姦淫した結果、Bは、本件被害にあった後、PTSDになったという事案であり、Aは、本件発覚後、自身の姉の助けを借りて、Bに対し、被害弁償金の一部として200万円支払ったという事情が存在する。

この種事案については、スリランカの法定刑では、10年から20年の拘禁刑とされている。

この事案については、時間の都合上グループ2の検討結果のみしか共有できなかったが、同グループは、姦淫行為以外に口淫や手淫させたという過度な犯罪に及んでいる一方で、被害弁償金の一部を考慮して、10年程度の拘禁刑が妥当であるとの意見が出た。

(4) 研修を経ての所感

前記(1)記載のヒアリング結果を踏まえると、裁判官の量刑の判断過程が不透明であり、統一性がないことや、地域格差も生じていることなどの事情から、そもそも、量刑判断の手法が画一的ではなく、量刑の考慮要素も十分に検討されていないのではないかと考えられた。

しかし、本邦研修において量刑ケーススタディを実施し、各事案について、スリランカではどのような量刑判断がなされるかについて検討していただいた結果、スリランカの法曹においても、事案の重大性（行為の危険性や結果の危険性等）を念頭に置き、一般情状事実を考慮して調整するという行為責任主義と同様の思考方法により量刑判断をしていることがうかがえた。もっとも、裁判官の裁量により大きく減刑できる仕組みがあることや、その裁量権行使も個々の裁判官の判断に委ねられており、裁判官によって裁量権を行使するかどうかが大きく分かれる（ひいては、最終的な刑期の結論に大きく差が出る）ことがうかがえた。

さらに、個々の量刑事情の評価にも人によって大きく差があるようであり、刑罰の均衡を実現する必要性の観点からは、裁判官の当該裁量権行使の適切かつ統一的な運用を実現するとともに、各量刑事情を刑罰という形で数値化する際の評価の方法や、

ダイヴァージョン制度の活用に一定の指針を設けることにより同種事案における刑の均衡を図る必要があると感じられた。

その点で、量刑政策委員会において、量刑ガイドラインを策定しようという試みは、各裁判官の事実評価や裁量権行使等を一定程度統一的に運用するために必要と思われる取組であり、今後も動向を注視する必要があると感じられた。

3 性犯罪事案・児童虐待事案における取組みについて

(1) 背景

スリランカでは、児童虐待や性犯罪が深刻な問題となっており、特に児童に対する性犯罪は、児童が被害者となった犯罪3213件のうち、1254件と半数近くを占めている⁸。

また、2024年12月に事件当時児童に対する性犯罪事案の公判を傍聴し、警察署の子供や女性を保護する部署を視察したところ、①スリランカの地方部であるアヌラダプラの警察署の児童・女性局施設では、児童や女性が相談に来て話がしやすいように、ソファや個別ブースを設置したり、絵画や玩具を配置したりするなどの工夫の跡が見られたが、一方で、相談内容のプライバシーが確保されるか疑念がある場所で、月60件から70件の家族紛争を取り扱っているとのことであり、②複数の性犯罪被害者の証人尋問を傍聴したところ、事件の発生が証人尋問期日の10年前や20年以上前であり⁹、③証人尋問の方法においても、性犯罪被害者が証人尋問の前後に被告人席の直近で一定時間待機させられる状況が存在するなど被害者への配慮が十分であるが疑念を抱かざるを得なかった。

(2) 現地セミナー（2024年12月）

前記2(2)記載のとおり、法曹向けのセミナーを実施したところ、同セミナーにおいて、当職から、被害児童や性犯罪被害者の負担を軽減する方策に関する講義を行った。当職からは、被害者供述が最重要な証拠であるため、被害者から被害状況や犯人について、一通り聴取する必要がある、捜査の過程で、客観的証拠を必要かつ十分に収集することにより、公判段階で、被害者が些細な事実や争いのない事実も含めて事件の全てについて詳細に証言することによって生じる負担が軽減できる可能性があることや、捜査段階で被害者の事情聴取状況を録音・録画することによって、そのビデオを公判廷で実質証拠として活用する方策も検討できることなどを指摘した。

さらに、主に警察や司法医官¹⁰向けに実施されたセミナーにおいては、法曹向けのセミナーで実施した講義に加え、泥酔した被害者を友人である被疑者が強姦をしたという架空事件において、いかなる客観証拠を収集すべきか、被害者からどのような供

⁸ スリランカ警察が把握している2024年の認知件数である。

⁹ 傍聴した事件のうち、10年前の事件は、事件当時6歳の女兒（証人尋問時16歳）で、20年以上前の事件は、事件当時10代の女兒（証人尋問時30代）であった。なお、20年以上前の事件については、被害者が外国に出稼ぎに行っていた関係で、証人尋問が長きに渡り実施できなかった事件であるとのことであった。

¹⁰ Judicial Medical Officer（通称：JMO）という役職であり、薬物事件における薬物鑑定、DNA鑑定、被害者の診察、その他科学捜査等、刑事事件に関わるあらゆる検査、鑑定を実施する機関である。

述を得る必要があるか（聴取する際の注意事項を含む¹¹⁾）などに言及した。加えて、被害児童に対する事情聴取について、当職が過去に担当した司法面接事案の成功例と失敗例なども紹介した。

(3) 本邦研修（2025年2月）

本邦研修では、①司法面接の概要やNICHHDプロトコルの紹介、②中野区児童相談所の訪問及び児童相談所の役割等に関する概要説明、③東京地方裁判所訪問及び被害者保護措置（証人尋問の際の遮へい措置や、ビデオリンクシステム等）を施した法廷の見学等を行い、さらに、④司法面接ケーススタディとして、架空の児童虐待事例を用いて、研修員に被害児童役、事情聴取者役、バックスタッフ役をそれぞれ担っていただき、実際に司法面接を体験するプログラム¹²⁾等を実施した。

研修員からは、「日本には、子供の権利・利益を保護し、さらに被害児童が刑事手続上大きな負担を受けないように配慮されていることに感銘を受けた。」「司法面接を始めてやってみたが、誘導することなく供述を得るということが大変だった。」「児童相談所を見学できたのが特にいい経験だった。今回の研修で学んだことを少しでも、スリランカで取り入れられるように検討したい。」などと感想をいただいた。

(4) 研修を経ての所感

スリランカにおいては、そもそも捜査時点から様々な要因が複雑に絡み合って遅延が生じているところ、特にこの種事案においては、早急な証拠収集を実現するとともに、被害者から誘導なく丁寧に被害状況等を聴取するという捜査手法の改善等も必要と思われる。

特に、司法面接ケーススタディにおいて、面接相手が児童であることに鑑みて、誘導することなく丁寧に供述を聞き取ることに判事を含め多くの研修員が苦戦している状況がうかがえた。

現地のNGO等は、スリランカ警察に対し、被害児童からの聴取手法として司法面接的手法に関するワークショップを実施しているようであるが、法曹等にそのような手法についての理解が得られていないようにもうかがえ、実際に司法面接を実施するかはともかく司法関係者に司法面接的手法の意義と有用性についての理解を得られるよう取組みをしていく必要性が感じられた。

4 おわりに

スリランカは、未だに刑事訴訟の遅延が深刻であるところ、かかる状況は、我が国にとっても、例えば、我が国の企業等がスリランカに進出し、その社員等がスリラン

¹¹⁾ スリランカでは、捜査機関の警察のみが公判請求前に被害者に対する事情聴取を実施するところ、当該警察の聴取方法が多分に誘導して被害者供述を得る状況があるようである。また、検察は証人尋問期日より前に被害者等に接触することが出来ず、証人テストも実施できないため、公判では検察が、最初から詳細に被害者に事件の概要を説明させるようである。また、余談ではあるが、公判進行上、主張整理や証拠整理をする機会がないため、スリランカにおいては、検察が、主尋問の際に弁護人からの反論を受けないように主尋問の時点から、些細な事実も含めて証人に証言させようとするようであり、これも訴訟遅延の一因になっていると思料される。

¹²⁾ 同ケーススタディにおいては、司法面接を体験していただくにあたり、NICHHDプロトコルを活用し、研修員には、これに沿って模擬司法面接を行なっていただいた。

カにおいて犯罪に巻き込まれてしまった際に、非常に困難な状況に陥る結果を招いてしまうことになりかねない。

仮に犯罪の被害者になったとしたら、少なくとも10年程度結論が出ない上、無罪になってしまう可能性があるし、他方、万が一えん罪により被告人になってしまったとしても、第一審で無罪を勝ち取るのにも非常に時間がかかる結果となってしまう。

このように訴訟の滞留・遅延は、スリランカ国内の問題だけにとどまらず、スリランカとの関係を構築する上でも改善すべきものであるため、今後も引き続き、日本の知見の提供など必要な活動をしていく必要がある。

以 上

第6回スリランカ本邦研修日程表（案）

【令和7年2月3日（月）～2月14日（金）（移動日を含む。）】

[担当：山下教官、樋口教官、神谷専門官]

月 日	曜日	午前	休憩等	午後	備考	
2 ／ 3	月	【入国】 成田空港着				JICA東京センター (TIC) 泊
2 ／ 4	火	10:00 JICAオリエンテーション 12:00 TIC		14:00 ICD オリエンテーション 14:30 TIC	15:00 【講義】 日本の刑事手続の概要 (ICD教官 山下拓郎) 17:00 TIC	TIC泊
2 ／ 5	水	10:00 【講義】 司法面接の理論と実践 (I C D教官 山下拓郎) 12:00 法務省赤れんが棟		14:00 中野区児童相談所 へ移動 15:00 中野区児童相談所訪問 17:00 中野区児童相談所		TIC泊
2 ／ 6	木	10:00 【講義】 日本の刑罰と量刑 (大島隆明 元東京高等裁判所部総括判事) 12:00 法務省赤れんが棟		14:00 【事例研究・意見交換】 量刑のケーススタディ (大島隆明 元東京高等裁判所部総括判事 ほか) 17:00 法務省赤れんが棟		TIC泊
2 ／ 7	金	10:00 【講義】 刑事手続の迅速化～弁護人の視点から～ (誠法律事務所 弁護士 島田亮) 12:00 法務省赤れんが棟	12:15 写真 所長主催意見交換会 撮影 森本所長・建元部長 サンクン 初つぼみ	14:30 【講義】 検察官の終局処分における考慮事情 (宇川春彦 元京都地方検察庁検事正) 17:00 法務省赤れんが棟		TIC泊
2 ／ 8	土	休務日				TIC泊
2 ／ 9	日	休務日				TIC泊
2 ／ 10	月	10:00 【訪問（東京地方裁判所刑事部）】 施設見学、公判傍聴（又は模擬手続傍聴） 12:00 東京地方裁判所		13:00 【講義・意見交換】 公判手続の迅速化に向けた日本の取組 (東京地方裁判所刑事部裁判官) 15:30 東京地方裁判所		TIC泊
2 ／ 11	火	休務日				TIC泊
2 ／ 12	水	10:00 【講義】 検察庁による社会復帰支援について (東京地方検察庁総務部社会復帰支援室 江藤純子室長) 12:00 法務省赤れんが棟		14:00 【講義】 司法面接ケーススタディ (I C D教官 山下拓郎) 17:00 法務省赤れんが棟		TIC泊
2 ／ 13	木	10:00 【総括質疑・意見交換】 (ICD教官 山下拓郎、同 樋口瑠惟 ほか) 12:00 国際法務総合センター (IJ) カンファA		13:00 評価会・修了式 15:30 IJ カンファA		TIC泊
2 ／ 14	金	【出国】 成田空港発				

令和6年度スリランカ本邦研修

1	ワルナクラスーリヤ・イボンヌ・シャンティ・フェルナンド
	Ms. Warnakulasooriya Yvonne Shanthi FERNANDO
	ネゴンボ高位裁判所判事
	High Court judge, Negombo High Court
2	セラハンディ・インドリカ・カリンガワンサ
	Ms. Sellahandi Indrika KALINGAWANSA
	クルネガラ高位裁判所判事
	High Court Judge, Kurunegara High Court
3	スラウィーラ・アラチチゲ・インディカ・スメダ・スラウィーラ
	Mr. Suraweera Arachchige Indika Sumedha SURAWEERA
	クルネガラ高位裁判所判事
	High Court Judge, Kurunegara High Court
4	マハーラチチゲ・ニルパ・ナナヤッカラ
	Ms. Mahaarachchige Nirupa NANAYAKKARA
	マトウガマ治安判事裁判所治安判事
	Magistrate, Mathugama Magistrate's Court
5	ウドゥワ・ヴィダナラゲ・ドン・トウシタ・ダンミカ
	Mr. UDUWA VIDANALAGE DON Thusitha Dammika
	ウェリサラ治安判事裁判所治安判事
	Magistrate, Welisara Magistrate's Court
6	ハフェーズ・アザード・ナヴァヴィ
	Mr. Hafeez Azard NAVAVI
	検察局上席副訟務長官
	Senior Deputy Solicitor General, Attorney General's Department
7	アンソニー・ジャヤラクシ・デシルバ
	Ms. Anthoney Jayalakshi DE SILVA
	検察局上級検事
	Senior State Counsel, Attorney General's Department
8	アブドゥル・マリク・アジーズ
	Mr. Abdul Malik AZEEZ
	検察局検事
	State Counsel, Attorney General's Department
9	ワニセカラ・ムディヤンセラゲ・チャマラ・サリンダ・ワニセーカラ
	Mr. Wannisekara Mudiyanseelage Chamara Salinda WANNISEKARA
	スリランカ弁護士会弁護士
	Attorney -at-Law, Bar Association of Sri Lanka
10	チャンディマ・ジャナカ・アタパットゥ
	Mr. Chandima Janaka ATAPATTU
	スリランカ弁護士会弁護士
	Attorney -at-Law, Bar Association of Sri Lanka

11	イーダマルピティヤゲ・タヌカ・マドウハワ・ナンダシリ
	Mr. Iddamalpitiyage Thanuka Madhawa NANDASIRI
	スリランカ弁護士会弁護士
	Attorney -at-Law, Bar Association of Sri Lanka
12	タンバウィタ・ヴィダネラゲ・ドン・ダマヤンティ・セパリカ・カルナラトネ
	Ms. Thambawita Vidanelage Don Damayanthi Sepalika KARUNARATHNE
	公安・国会省次官補
	Additional Secretary, Ministry of Public Security and Parlimentary Affairs
13	シンハ・アラチチラゲ・レノカ・ジャヤスンドラ
	Ms. Singha Arachchillage Renuka JAYASUNDARA
	スリランカ警察副総監
	Deputy Inspector General of Police, Sri Lanka Police
14	ラジャパクサ・パティラナゲ・マルカ・ピユミ・セナヴィラトネ
	Ms. RAJAPAKSHA PATHIRANAGE Malka Piyumi Senavirathne
	スリランカ警察女性副捜査官
	Women Sub Inspector, Sri Lanka Police
15	ワサンタ・ウィジェワルダナ・ラトナヤカ
	Mr. Wasantha Wijewardana RATHNAYAKA
	スリランカ警察副捜査官
	Sub Inspector, Sri Lanka Police

【研修担当/Officials in charge】

FALSE

国際専門官 / Administrative Staff 神谷 哲夫 (KAMIYA Tetsuo)